

養老町第四回定例会会議録

平成二十八年第四回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（平成二十八年十二月九日第一日）

日程第一	会議録署名議員の指名	日程第十一	議案第六十七号	養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第二	会期の決定	日程第十二	議案第六十八号	養老町税条例の一部を改正する条例について
日程第三	諸般の報告	日程第十三	議案第六十九号	養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第四	報告第十一号 専決処分（損害賠償の額の決定）	日程第十四	議案第七十号	養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について
日程第五	報告第十二号 専決処分（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）	日程第十五	議案第七十一号	養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第六	報告第十三号 専決処分（養老町営住宅の管理に関する和解）	日程第十六	議案七十二号	町道路線の廃止について
日程第七	議案第六十三号 養老町認定こども園条例の制定について	日程第十七	議案七十三号	町道路線の変更について
日程第八	議案第六十四号 養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について	日程第十八	議案七十四号	町道路線の認定について
日程第九	議案第六十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十九	同意第五号	監査委員の選任同意について
日程第十	議案第六十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	日程第二十	同意第六号	固定資産評価審査委員会の委員の選任同意について
		日程第二十一	同意第七号	固定資産評価審査委員会の委員の選任同意について
		日程第二十二	同意第八号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
		日程第二十三	議案第七十五号	物件供給契約の締結について（自治体情報システム強靱性向上事業（情報系））
		日程第二十四	議案第七十六号	平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について

日程第二十五 議案第七十七号 平成二十八年年度養老町一般会計補正予算（第五号）

日程第二十六 議案第七十八号 平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）

日程第二十七 議案第七十九号 平成二十八年年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）

日程第二十八 議案第八十号 平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）

日程第二十九 議案第八十一号 平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）

日程第三十 議案第八十二号 平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）

日程第三十一 議案第八十三号 平成二十八年年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長	吉田太郎
一 番	北倉義博
二 番	岩永義仁
三 番	長澤龍夫
四 番	大橋三男

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員

五 番	三田正敏
六 番	吉田太郎
七 番	早崎百合子
八 番	野村永一
九 番	田中敏弘
十 番	松永民夫
十一 番	林輝見
十二 番	青山貞一
十三 番	水谷久美子
なし	

町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長兼 総務課長	田中信行
総務部 企画政策課長	川地憲元
総務部 総務課長	渡邊章博
住民福祉部 住民福祉課長	野村博治
住民福祉部 住民福祉課長	高木勉
住民福祉部 健康福祉課長	高橋正人

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

子ども福祉部	松岡弘泰
住民福祉部	田中一也
生活環境課長	佐藤嘉但
産業建設部長	高木伸一
産業建設部参事	伊藤幸広
産業建設部	大倉修
農林振興課長	前田勝治
産業建設課長	桐山一則
水道課長	田中隆
会計管理者兼 会計課長	佐藤昌子
教育委員会事務局長兼 教育総務課長	久保寺利明
教育委員会 生涯学習課長	西脇正信
スポーツ振興課長	川添公男
消防総務課長	近藤清隆
議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	國枝利法

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十八年第四回養老町議会定例会の開催に当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席賜り、ありがとうございます。

ここで、開議に先立ち町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立お願いいたします。また、傍聴者の皆さんも御一緒にお願いいたします。

前段を私が読みますので、後段を皆さん御一緒によろしくお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、今定例会開催中、報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、議会改革特別委員会によるインターネット録画中継実証実験のため、議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから平成二十八年第四回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

ます。

会議規則第二百二十七条の規定によって、七番 早崎百合子君、九番 田中敏弘君を指名いたします。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、会期の決定を議題とした

します。

ここで、十二月五日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 林輝見君。

○議会運営委員長（林 輝見君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会からの報告をいたします。

去る十二月五日午前十時より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十八年第四回養老町議会定例会の日程及び運営についてであります。

まず、会期につきましては、本日、十二月九日金曜日から十二月二十二日木曜日までの十四日間、本会議の開会時間は午前九時三十分からと決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、議案の提案説明及び委員会付託、六、町政一般に関する質問、七、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定いたしました。

一般質問は、議会二日目の十二月二十一日水曜日に行うこととし、本日午後四時までに議長へ一般質問通告書を提出した議員のみに発言を許可し、発言順序は通告書の受け付け順とすることに決定いたしました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告についてが三件、条例の制定についてが二件、条例の一部改正についてが七件、町道路線の認定等についてが三件、人事案件についてが四件、物件供給契約の締結についてが一件、繰り入れの変更についてが一件、平成二十八年度一般会計及び特別会計補正予算につ

てが七件、以上、合計二十八件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第六、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）までの三議案は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に一括上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第七、養老町認定こども園条例の制定についてから日程第八、養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてまでの二議案は、議会初日に議題として逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、付議事件の内容ごとに所轄の常任委員会へ付託し、審査すること。そして、議会最終日に、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑後、付託議案ごとに討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第九、養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第十八、町道路線の認定についてまでの十議案と、日程第二十四、平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰り入れの変更にについてから、日程第三十一、平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）までの八議案の合計十八議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、議会最終日に質疑・討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第十九、監査委員の選任同意についての一議案は、同意の人事案件につき、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うこと。

次に、日程第二十、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてから日程第二十二、固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてまでの三議案は、同意の人事案件につき、一括議題と

して議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うこと。

次に、日程第二十三、物件供給契約の締結について（自治体情報システム強靱性向上事業（情報系））の一議案は、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を行い、採決を行うこと。

なお、審査を付託する総務民生委員会の開催は、十二月十三日火曜日午前九時から開会されるよう要請することとし、産業建設委員会の開催は、十二月十三日火曜日午後一時三十分から開会されるよう要請すること。

以上のように決定いたしました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（吉田太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日、十二月九日から十二月二十二日までの十四日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日十二月九日から十二月二十二日までの十四日間と決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の

規定により、平成二十八年度八月分から十月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

本日は第四回の定例会ということで、皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

第四回というと、ことし最後の定例会ということでございますけれども、ことし一年を振り返りまして、四月の熊本、大分の地震、そして台風十号による東北、北海道等の大変な被害がございましたけれども、私どもの地域には幸いなかったわけでございますが、たくさんの方もお亡くなりになられたということで、哀悼の意を表すところでございます。

また、十一月に開きましたプレフェスタでございますが、皆様方にもブースを出して御参加をいただくなど、大変御協力いただきましたましてまことにありがとうございます。天候にも恵まれましたので、大変な人出だったと思っております。

また、ライトアップ等においては、初めて養老の滝をライトアップさせていただきました。本当に想像を超える方に来ていただきました。来年の養老改元一三〇〇年に向けて、弾みがついたかなあというふうに思っているところでございます。

いよいよ年が明けますと、養老改元一三〇〇年祭の本祭の年でございます。皆様方にもひとつ何かと御協力を願うことがあろうかと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

来年もことしと同じように、我が地方においては災害のない町

にしていきたいなあというふうに思っておりますし、またそれに備えるような方策もしっかりととっていく必要があるというふうに思っております。

一月二十日になると、アメリカの次期大統領のトランプ氏の就任というようなことで、世界中で今いろいろと取り沙汰もされておりますけれども、自然災害においても、政治経済の面においても、安定した一年になるように祈念するところでございます。

本日は、二十八件の議案を提出させていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。本日は御苦勞さまでございます。

○議長（吉田太郎君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（吉田太郎君） それでは、日程第四、報告第十一号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）から日程第六、報告第十三号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）までの計三件を一括上程し、議題とし、報告のみ受けま

す。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました報告第十一号から報告第十三号 専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

初めに、報告第十一号 専決処分の報告（損害賠償の額の決定）の説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により、道路瑕疵による事故の損害賠償の額の決定について報告するものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

次に、報告第十二号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する訴えの提起）の説明をさせていただきます。

この訴えにつきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、住宅明け渡し請求書にて家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催促した者のうち、催告に応じない者について、大垣簡易裁判所へ建物明け渡し請求事件として訴えを提起したものでございます。

専決第十七号にて町営住宅の明け渡しを求める相手方は、別紙専決処分書のとおり、家賃滞納者一名、滞納総額五十万六千二百円となります。

次に、報告第十三号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明をさせていただきます。

この和解につきましては、訴えの提起後、相手方より本件住宅の明け渡しを受け、滞納家賃を返済するので和解したいとの申し出があり、平成二十八年十一月二十八日に岐阜地方裁判所大垣支部において裁判上の和解が成立したので、専決処分をいたしました。和解した事項については、別紙専決処分書のとおりでございます。

以上、報告第十一号から第十三号 専決処分の報告についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私の方から損害賠償の額の決定について補足説明させていただきます。

事故の概要は、平成二十八年六月二十二日午後七時四十五分ごろ、損害賠償の相手方の車が養老町瑞穂地内の町道瑞穂二十五号

線を走行中、舗装の沈下により道路北側に設置されている側溝と段差が生じていたため、側溝に左前方タイヤホイールが接触し、破損したものです。平成二十八年十月七日に示談が成立したため、専決処分をいたしました。

詳細は、専決第十六号 専決処分書のとおりであります。

以上で、補足とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第七、議案第六十三号と日程第八、議案第六十四号の二議案は、上程後、提案理由の説明を受け、

総括質疑のみ行います。

それでは、日程第七、議案第六十三号 養老町認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十三号

養老町認定こども園条例の制定について、説明をさせていただきます。

平成二十七年四月より子ども・子育て支援法が施行され、国が地域の実情に応じて認定こども園の普及を図る中、本町におきましても、平成二十九年度より幼稚園・保育園を認定こども園へ移行するため、認定こども園条例を制定し、これに伴い、養老町保育所の設置及び管理に関する条例及び養老町立幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十

分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 松岡子ども課長、補足説明。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設であります。また、三歳から五歳のお子様につきましては、保護者の働いている状況にかかわらず、教育・保育を一緒に受けます。また、保護者の就労状況が変わっても、通い入れた園を継続利用できます。

幼稚園・保育園をこのような認定こども園へ移行するように認定こども園条例を制定するため、本条例を制定し、あわせて養老町保育所の設置及び管理に関する条例及び養老町立幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は、第一条から第八条の構成になっております。

まず、第一条におきましては、本条例の趣旨として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、認定こども園の設置に関し、必要な事項を定めることを規定するものでございます。

第二条では用語の定義、第三条では名称及び位置を規定しております。

第四条では、認定こども園が行う事業について、子供に対する教育及び保育や子育て支援などを行うこと、第五条では、入園資格は子ども・子育て支援法第二十条に規定する支給認定を受けた者とすることを規定しております。

第六条では利用料の徴収について、第七条ではその利用料の減

免について規定しております。

第八条では、本条例の施行に関し、必要な事項は別に定める旨を規定しております。

また、附則におきましては、第一条では施行期日について、この条例は平成二十九年四月一日から施行するものでございます。第二条では施行前の準備について、この条例の施行前においても、入園の手続、その他必要な準備を行うことができるいたします。

また、認定こども園への移行に伴い、第三条では、広幡保育園、船附保育園、こぼと保育園及び日吉保育園を認定こども園とし、養北保育園は保育所として存続するため、養老町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、第四条では、養老幼稚園、上多度幼稚園及び日吉幼稚園は認定こども園とし、笠郷幼稚園は廃止し、養北幼稚園は幼稚園として存続し、受け入れ年齢を満四歳からとするため、養老町立幼稚園設置条例の一部を改正するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしました。

いと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議案審議の付託先である総務民生委員会は、十二月十三日火曜日午前十時より開催されるよう要請します。

〔発言する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 訂正します。委員長は九時と言いましたけど、申しわけない、十時ということでお願いします。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第八、議案第六十四号 養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十四号 養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について、説明をさせていただきます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が、平成二十八年四月一日から施行されました。この改正により、農業委員会等に関する法律の一部も改正されましたので、養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 伊藤農林振興課長、補足説明。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、私の方より

補足説明をさせていただきます。

農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）につきましては、農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を推進するため、農業委員の選出方法が、選挙制と市町村長の選任制の併用から、町長が町議会の同意を得て任命する方法の市町村長の任命制へ変更されました。さらに、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のために現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設されることとなりました。

このことによりまして、養老町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定する必要があるため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例案の内容について、条を追って御説明申し上げます。

本条例案は、第一条から第三条の構成になっております。

まず、第一条におきまして、条例の目的として、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める旨を規定しております。

第二条では、農業委員会の委員の定数、農地利用最適化推進委員の定数を規定しております。

第三条では、本条例の施行に関して必要な事項は規則で定める旨を規定しております。

また、附則におきましては、第一条で施行日は公布の日としております。

第二条で、本条例の制定に伴い、養老町農業委員会の選挙による委員の定数条例及び養老町農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例を廃止いたします。

第三条といたしまして、経過措置として、現に在任する選挙により選出された農業委員会の委員は、その任期の満了日まで――満了日は二十九年七月十九日となっておりますが――の間に限り、在任することを規定しております。

以上で、議案第六十四号 養老町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は産業建設委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は、総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願い申し上げます。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） ただいま説明を受けました農地利用最適化推進委員という名称は、今回初めて私は聞きますが、この方の選出方法と職務の内容を教えてくださいと思います。

○議長（吉田太郎君） 伊藤農林振興課長、自席で答弁。

○産業建設部農林振興課長（伊藤幸広君） それでは、まず今の松永議員さんの御質問に対して御回答をさせていただきます。

農地利用最適化推進委員、これのまず選出方法でございますけれども、こちらのほうは農業委員さんと同じように公募をかけることとなります。この条例が通りました折に公募をさせていただきますので、それに対しまして、こちらのほうは農業委員会のほうで選ばせていただくということになっております。

業務的なものに関してでございますけれども、まず農業委員さんは今までのように法令及び現場のほうの関係もやっていただく

わけですが、こちらの農地利用最適化推進委員さんにつきまして、主に現地活動のほうをお願いすることになってまいります。

こちらは担当地区というのが設けられまして、農業委員さんは全町での定数となりますけれども、推進委員さんのほうに関しましては、地区割りをされまして、その中で定数を設け、そしてそれぞれの地区において現地活動を農業委員さんと一緒にしていただくといったような形になっておりますので、業務のほうの御説明は以上とさせていただきますと思います。以上です。

○議長（吉田太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君）

九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君）

町長にお尋ねしますが、今度、農業委員の選任が大きく町長指名ということで、もちろん議会の議決ということで、そういう流れになるわけですが、この町長指名というのか、選任に当たつての見解を求めたいと思います。以上。

○議長（吉田太郎君）

大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）

今までの農業委員さんと特別に変わることはないというふうに思っておりますので、やはり農地、それから農政等に見識のあるような方が選出されるということになります。が、私のほうで一人一人全部指名できるかというと、そういうものでもございませんので、やはり今までの経験の中からそういった最適な人材の方々を指名していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君）

質疑なしと認め、総括質疑を終わります。
お諮りします。

本案は、産業建設委員会に付託の上、審査することにいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君）

異議なしと認めます。

よって、本案は産業建設委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である産業建設委員会は、十二月十三日火曜日午後一時三十分より開催されるよう要請します。

○議長（吉田太郎君）

次に、日程第九、議案第六十五号から日程第十八、議案第七十四号までの十議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第九、議案第六十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君）

ただいま上程を賜りました議案第六十五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当局長より補足説明をさせていただきます。ろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田太郎君）

西脇議会議事務局長、補足説明。

○議会議事務局長（西脇和信君）

それでは、私より補足説明をさせ

ていただきます。

第一条関係について、説明させていただきます。

第五条の改正については、期末手当の支給率を、十二月に支給する場合において〇・一カ月分引き上げるものであります。

次に、第二条関係について説明させていただきます。

第一条の改正で、期末手当の支給率が〇・一カ月分引き上げになりますが、引き上げ分については一般職と同様、六月と十二月に振り分けて改正するもので、年間の支給率については変更はございません。

次に、施行日についてありますが、第一条の規定は公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用します。また、第二条の規定は、平成二十九年四月一日から施行します。

附則第二条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十、議案第六十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十六号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町特別職の職員の期末手当についても、一般職の職員に準じ

て所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中知行君） それでは、私のほうから補

足説明をさせていただきます。

まず、第一条関係について説明をさせていただきます。

第八条の改正については、期末手当の支給率を、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げをするものです。

次に、第二条関係について説明をさせていただきます。

第一条の改正で、期末手当の支給率が〇・一月分引き上げになりますが、引き上げ分については、一般職と同様に六月と十二月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率については変更はございません。

それから、次に施行日についてありますが、第一条の規定は公布の日から施行し、平成二十八年四月一日から適用いたします。また、第二条の規定は平成二十九年四月一日から施行します。

附則第二条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十一、議案第六十七号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十七号

養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

平成二十八年の人事院勧告に伴い、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十号）が平成二十八年十一月二十四日に公布されたことに伴い、町においても国に準じて、勤勉手当、扶養手当、給料表等について所要の改正を行うとともに、確定拠出年金法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当部長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田 太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中 信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、第一条関係について説明をさせていただきます。

まず、第二十条の改正については、勤勉手当の支給率を、再任用以外の職員については、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げ、再任用職員については〇・〇五月分引き上げるものです。

次に、附則第十二項の改正については、勤勉手当の支給率の引き上げに伴い、五十五歳を超える六級以上の職員の勤勉手当減額対象額に乗ずる割合の改正を行うものでございます。

別表第一については、給料表の引き上げの改定を行うものでございます。

次に、第二条関係について説明をさせていただきます。

第十二条の改正については、確定拠出年金法等の一部が改正され、個人型確定拠出年金が地方公務員も対象となったため、給与

からの控除の項目につけ加えるとともに、課長会の名称を正式なものに改めるものでございます。

次に、第三条関係について説明をさせていただきます。

まず、第九条の改正については、扶養手当の額を、配偶者については一万三千円から六千五百円に引き下げ、子については一人六千五百円から一万円に引き上げるものでございます。

次に、第十条の改正については、第九条の改正に伴い、引用条文等の所要の改正を行うものでございます。

次に、第二十条の改正については、第一条で改正をした勤勉手当の支給率について、六月と十二月で平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

次に、附則第十二項については、勤勉手当の支給率の改定に伴い、五十五歳を超える六級以上の職員の勤勉手当減額対象額に乗ずる割合の改正でございます。

次に、附則第二条は、この条例の施行に伴い、必要な措置を規定しております。

次に、附則第三条は、扶養手当に関する平成二十九年度中の特例措置を規定しており、配偶者については一万円、子については一人につき八千円となります。

次に、施行日についてであります。この条例は公布の日から施行します。ただし、第二条（第十二条第二項第三号の改正規定は除きます。）の規定は平成二十九年一月一日から、第三条の改正規定は平成二十九年四月一日から施行します。また、第一条の規定による改正後の養老町職員の給与に関する条例は、平成二十八年四月一日から適用します。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田 太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十二、議案第六十八号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十八号 養老町税条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百二十六号）が平成二十九年一月一日から施行されることに伴い、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 渡邊税務課長、補足説明。

○総務部税務課長（渡邊章博君） それでは、私のほうより御説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

別添資料のほうでございますけれども、こちらの税条例の新旧対照表のほうをお願いいたしますと思います。

まず、附則の第十八条の二でございますが、この部分につきましては新設ということでございます。これにつきましては、日本と台湾との間で二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、所得税法等の一部を改正する法律による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、これはいわゆる外国と

の相互主義に基づきまして、当該外国との間の二重課税を排除する等のため、所得税法、法人税法、その他の国税関係法律及び地方税法の特例等を定めるものでございますが、このことにより、特例適用利子及び特例適用配当に係る個人住民税の課税の特例を創設するものでございます。そして、利子及び配当の額といたしまして、申告に基づきました課税を行うということを規定するものでございます。

それから、五ページになりますけれども、附則の第十八条の三の改正でございます。これにおきましては、今申し上げました附則の第十八条の二の新設によります条ずれの整理を行うというものでございます。

施行日につきましては、平成二十九年一月一日ということでございます。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十三、議案第六十九号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六十九号 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

(平成二十八年政令第二百二十六号)が平成二十九年一月一日から施行されることに伴い、養老町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(吉田太郎君) 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長(高木 勉君) それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

平成二十七年十一月二十六日に、日本と台湾との間で、二重課税を回避する等の措置を講ずるため、日台民間租税取決めが締結されたことを受け、所得税法等の一部を改正する法律による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律により、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

添付の資料の国民健康保険税条例新旧対照表をごらんください。附則第十三項及び第十四項を追加する規定につきましては、今回の改正により、町民税で分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

同条例附則第十五項から第十九項につきましては、附則第十三項及び第十四項の追加による項の繰り下げであります。

この条例は、平成二十九年一月一日から施行するものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長(吉田太郎君) 説明が終わりました。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第十四、議案第七十号 養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第七十号

養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

平成二十七年より子ども・子育て支援法が施行され、本町におきましても、平成二十九年より幼稚園・保育園から認定こども園への移行に伴い、幼稚園の保育料が世帯の所得に応じた負担、いわゆる応能負担に見直しがされます。これに伴い、一時預かり事業の利用料につきましても、所得に応じた負担に改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますようしくお願いをいたします。

○議長(吉田太郎君) 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長(佐藤昌子君) 失礼いたします。

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

一時預かり事業——幼稚園型の学童保育ですが——の利用料は、開設以来、一律七千円としてまいりましたが、世帯の所得に応じた負担とするため、国が示す教育標準時間認定の子供——一号認定、幼稚園相当ですが——の階層区分を用い、五階層に区分します。

それぞれの金額につきましては、新旧対照表をごらんください。現在の幼稚園使用料の園児数の分布により、一番多く属する第

四階層を現行の利用料とし、これを基準に額の見直しを行いました。

なお、この条例は平成二十九年四月一日より施行するものでございます。

以上で、議案第七十号 養老町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十五、議案第七十一号 養老

町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十一号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をさせていただきます。

平成二十九年より、認定こども園への移行に伴い、幼稚園の保育料が世帯の所得に応じた負担、いわゆる応能負担に見直しがされますので、これに伴い、留守家庭児童教室の利用料についても、同様に所得に応じた負担に改めるものでございます。

また、認定こども園への移行により、小学校の留守家庭児童教室に幼稚園児が入室することがなくなるため、これに伴う文言の削除を行います。

なお、この条例は平成二十九年四月一日より施行するものでございます。

以上で、議案第七十一号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

たきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十六、議案第七十二号 町道

路線の廃止についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十二号

町道路線の廃止について、説明をさせていただきます。

町道路線の廃止につきましては、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回廃止する理由は、商業施設出店計画による事業計画敷地内の町道を用途廃止することに伴い、路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、整理番号一の瑞穂四十四号線、整理番号二の瑞穂九十九号線、整理番号三の瑞穂百一十一号線、整理番号四の瑞穂百十二号線の四路線であります。

詳細につきましては、議案に添付しております図面を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第七十二号 町道路線の廃止についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十七、議案第七十三号 町道路線の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十三号 町道路線の変更について、御説明をさせていただきます。

町道路線の変更につきましては、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十条第三項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回変更する路線は、企業進出計画に伴うもの三路線、商業施設出店計画に伴うもの四路線の計七路線であります。

まず、企業進出により事業計画地内の町道を用途廃止することに伴い、既に認定されている道路区域を変更する必要があるため、路線の終点を変更するもので、整理番号一の鷺巣大跡一号線、整理番号二の大跡二十六号線、整理番号三の大跡下笠四号線の三路線であります。

次に、商業施設出店計画により事業計画地内の町道を用途廃止することに伴い、既に認定されている道路区域を変更する必要があるため路線の終点を変更する整理番号四の瑞穂四十二号線、整理番号七の瑞穂百八号線の二路線、及び町道の路線の起点を変更

する、整理番号五の瑞穂四十三号線、整理番号六の瑞穂六十六号線の二路線の計四路線であります。

詳細につきましては、議案に添付してあります図面を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第七十三号 町道路線の変更についての説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十八、議案第七十四号 路線の認定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十四号 町道路線の認定について、御説明をさせていただきます。

町道路線の認定については、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第八条第二項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、補足説明。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

今回認定する路線は、旧道処理計画に基づくもの三路線、企業進出計画に伴うもの三路線、商業施設出店計画に伴うもの一路線の計七路線であります。

まず、旧道処理計画に基づき、県道の旧路線が町に引き継がれる予定であることから新たに町道として認定するもので、整理番

号一の石畑橋爪一号線、整理番号二の豊室原一号線、整理番号三の室原八十八号線の三路線であります。

次に、企業進出計画に伴い、分断された町道を改めて認定するもので、整理番号四の大跡二十九号線、整理番号五の大跡三十号線、整理番号六の大跡下笠九号線の三路線であります。

最後に、商業施設出店計画に伴い、分断された町道を改めて認定するもので、整理番号七の瑞穂百二十八号線の一路線であります。

詳細につきましては、議案に添付してあります図面を御確認いただきたいと思います。

以上で、議案第七十四号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第十九、同意第五号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し、採決いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第五号 監査委員の選任同意について、御説明をさせていただきます。

このたび、現監査委員 伊藤正敏氏の任期が平成二十九年一月二十七日に満了することに伴い、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、識見を有する次の者を新たに監査委員に選任するため、同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成二十九年一月二十八日から平成三十三年一月二十七日までの四年間となります。

記、住所、養老郡養老町高田四百九十三番地一、氏名、近藤良一。

近藤さんは、昭和四十三年に東京都職員となられ、四十六年には四月に岐阜県職員となられ、平成十四年四月には副出納長、県出納事務局長を歴任されまして、三年間担当をされました。このことについて、監査委員として本場に識見を持つておられるという事で選任をさせていただきました。よろしく御同意いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより日程第十九、同意第五号 監査委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十、同意第六号から日程第二十二、同意第八号の固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

の三議案は一括議題といたします。

なお、これらの三議案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略して、議案ごとに逐条採決をいたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第六号から同意第八号までの固定資産評価審査委員会の選任同意について、御説明をさせていただきます。

このたび、固定資産評価審査委員会の任期が平成二十八年十二月二十六日をもって満了となりますが、引き続き三人の委員全員に固定資産評価審査委員会委員として再任をお願いしたいので、地方税法第四百二十三条第三項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成二十八年十二月二十七日から平成三十一年十二月二十六日までの三年間となります。

記、住所、まず岐阜県養老郡養老町蛇持八十七番地、氏名、佐竹孝一氏。次に、岐阜県養老郡養老町押越千六番地八、吉松攝雄氏。岐阜県養老郡養老町釜段七百六十六番地、中島敏美。

以上の三人の方に引き続き審査委員として御就任いただきたいと思っておりますので、よろしく御同意を願います。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより三議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより日程第二十、同意第六号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第二十一、同意第七号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。
次に、日程第二十二、同意第八号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての採決を行います。

本案を原案どおり同意することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。
これより暫時休憩いたします。

再開は十一時といたします。

（午前 十時四十二分 休憩）

（午前十一時 〇〇分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開します。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十三、議案第七十五号 物件供給契約の締結について（自治体情報システム強靱性向上事業

（情報系））を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十五号

物件供給契約の締結について（自治体情報システム強靱性向上事業（情報系））の説明をさせていただきます。

自治体の情報セキュリティ対策として、抜本的強化を図るため、ネットワーク分割と情報持ち出し制限の強化によるシステム環境における強靱性の向上を構築するものであります。

養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、補足説明。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

情報ネットワークシステムにおけるセキュリティ面での懸念に対しまして、インターネットの分割の対策を講じることによりまして、町の情報セキュリティの抜本的強化に取り組み、国の基準に基づくセキュリティレベルの確保をすることとされております。

物件の概要としましては、業務で使用しておりますパソコン約三百五十台にインターネットの仮想環境を構築し、インターネットを別ネットワークに分割することで、万一のウイルス感染による情報漏えいのリスクを低減する措置を講じたいと存じます。また、パソコンワイヤーの固定やUSBメモリ等の外部記録メディアの管理も徹底し、セキュリティ体制の強化を図る物件を調達させていただくものでございます。

物件名といたしまして、自治体情報システム強靱性向上事業（情報系）。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、四千六百九十八万円。

契約の相手方、岐阜県大垣市加賀野四丁目一番十号、中央電子光学株式会社大垣支店、支店長 伊藤直樹。

納入期限、平成二十九年三月二十日。

納入場所、養老町高田地内、外。

物件の概要、サーバ機器八台、ネットワーク機器十六台、セキュリティ関連ソフト三百五十ライセンス、あとセキュリティ関連物品一式ということでございます。

入札の執行の資料につきましては、資料の末尾につけてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 一点について、質問いたします。

十社指名競争入札ということで、四社も入札辞退というのは異常な事態かなあと思っております。これは指名先が悪いのか、業者が悪いのかはわかりませんが、その辺の見解を求めたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼いたします。

田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは、各自治体でいろいろこういう強靱化システムの導入といるのをやっておりますけれども、本町でも仕様書の作成に大分苦慮しまして、発注できたわけでございます。

そういったことで、指名先のほうの都合ということで四社、例えば納入期日までに作業が困難だとか、仕様を満たせないとか、

弊社の理由とか、そういった理由で辞退があったわけでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 関連でございますが、そういった場合の選考会での対応でございます。選考基準が何かでやっておられると思いますが、その辺の基準があれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼いたします。

大橋議員の御質問にお答えさせていただきます。

指名選考委員会のほうで、指名のほうはしていただいております。その中で十五社を選定いたしまして、十社指名ということで、基準に基づきまして入札は執行しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） そういう意味じゃなくて、会社の選考の、こういった業種を基準に選考しているかというのをお尋ねしたかったんですが、わかる範囲で結構です。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、自席で答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼いたします。

情報関係のところでシステムなんかの物品を調達している業者を選考しておりますので、実際に指名が出ておるところで選ばせていただきました、ある程度その中で選考していただいたという形でございます。

○議長（吉田太郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案どおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉田太郎君） 挙手全員です。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十四、議案第七十六号から

日程第三十一、議案第八十三号までの八議案は、逐条上程後、提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第二十四、議案第七十六号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十六号

平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について、御説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第八十号の平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）で、歳入歳出それぞれ二百二十九万六千円を増額いたしており、うち三十一万六千円が公共下水道事業関係職員の異動等に伴う人件費分となります。公共下水道事業関係職員の人件費につい

ては一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により、繰入総額を二億三千九百十八万六千円に変更するものでございます。

以上で、議案第七十六号 平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十五、議案第七十七号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十七号 平成二十八年度養老町一般会計補正予算（第五号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ二億九千八百六十一万三千円を追加し、予算総額を百十二億三千七百七十九万五千円とするものでございます。

主な補正の内容は、養老鉄道株式会社の新法人設立に伴う拠出金、臨時福祉給付金——経済対策分でございます——の給付事業、国の第二次補正予算に伴う社会資本整備総合交付金事業、地方創生拠点整備交付金を活用した次世代育成支援・女性活躍推進拠点創出事業、給与改定等に伴う人件費などでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明させますのでよろしく願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 田中総務部長、補足説明。

○総務部長兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、十六ページの歳出から説明をさせていただきます。

人件費につきましては、各科目でそれぞれ所要額を補正しておりますので、後ほど一括して説明をさせていただきます。

次に、款二総務費、項一総務管理費、五目財産管理費では、電算及び文書印刷管理費で不足が見込まれる百二十五万三千円を増額いたしました。

次に、六目企画費、説明欄二行目、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業では、来年三月二十日に開幕する養老改元一三〇〇年祭本祭事業のうち、本年度中に開催するオープニングセレモニー及び記念列車出発式、また自然探訪ウォーキング、春の祭礼巡りツアー事業に係る準備経費として、同祭実行委員会への負担金として四百九十万六千円を増額いたしました。

次に、ちよつと飛びますが、二十五ページの款十二公債費、項一公債費では、利率の変更等により、一目元金で二百三十万九千円を増額し、二目利子で一千二百五十四万七千円を減額いたしました。

次に、二十六ページの給与費明細書について説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、期末手当の支給率の改正により、期末手当で二十二万一千円の増額でございます。

次に、議員につきましても、同様の理由で、期末手当四十万五千円の増額でございます。

次に、二十七ページの一般職について説明させていただきます。給料については一千百二十万八千円の減額、職員手当等については一千三十九万二千円の増額、共済費については一千八百七十

七万八千円の減額でございます。

給料の増減につきましては、給与改定に伴う分で二百二十八万一千円、昇給等に伴う分で五百八十三万四千円のそれぞれ増額で、異動及び退職等に伴い一千九百三十二万三千円の減額でございます。

次に、職員手当等につきましては、制度改正に伴い八百四十八万五千円、その他昇格等に伴い百九十七万七千円の増額でございます。

次に、十一ページの歳入について説明させていただきます。

款八地方特例交付金及び款九地方交付税につきましては、それぞれ交付額が確定しましたので、その所要額を補正いたしております。

次に、十二ページの款十三国庫支出金、項二国庫補助金、一目総務費国庫補助金では、地方創生拠点整備交付金として一千八十五万円を新たに計上いたしました。

次に、十四ページの款十七繰入金、項一基金繰入金では、財政調整基金の繰り入れを四千六百万円増額いたしました。

次に、款十八繰越金では、財源調整として二千六十六万一千円を増額いたしました。

次に、十五ページの款二十町債、項一町債、六目臨時財政対策債では、借入限度額の確定に伴い、七百二十万円を減額いたしました。

次に、六ページの「第二表 繰越明許費補正」では、臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業、社会資本整備総合交付金事業、次世代育成支援・女性活躍推進拠点創出事業の三事業を新たに追加いたしました。

次に、七ページの「第三表 債務負担行為補正」では、上多度

公民館建設事業を新たに追加いたしました。

次に、八ページの「第四表 地方債補正」では、各事業の事業費の増加などに伴い、各地方債の限度額を、児童福祉施設整備事業債七千六百二十万円、県営かんがい排水事業債一千五百六十万円、県営農道整備事業債七百万円、社会資本整備総合交付金事業債七千八百万円、臨時財政対策債四億四千二百八十万円といたしました。

以上で、総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長（野村博治君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

まず十七ページ、款三民生費、項一社会福祉費、一目の社会福祉総務費では、平成二十七年障害者自立支援給付事業費が確定したこと、及び平成二十五年、二十六年度の障害者自立支援給付費をサービス事業者が過大請求していたことによる国・県負担金の精算返還金等、一千五十五万一千円を増額いたしました。

障害者地域生活支援事業では、移動支援事業等委託業務及び日常生活用具給付事業の動向に基づきまして、五百二十二万二千円を増額いたしました。

また、十八ページ、国民健康保険基盤安定繰出金及び人件費の増額に伴い、国民健康保険特別会計繰出金二千六百五十万三千円と、介護保険事業特別会計繰出金も同様に、人件費の増額に伴い、百三十一万六千円を増額いたしました。

臨時福祉給付金、経済対策分でございますが、給付事業では、平成二十六年四月の消費税率の引き上げに伴う低所得者世帯の食料品支出額の増加分、いわゆる三％のアップ分でございますが、これを参考に、平成二十九年四月から平成三十一年九月までの二

年半分を一括に給付することとなったため、所要額八千八百四十七万一千円を計上いたしました。

三目福祉医療費では、本年度の重度心身障害者・母子家庭等・父子家庭医療事業の動向に基づきまして、扶助費の所要額を、それぞれ八百五十六万七千円、百二十二万四千円、七万三千円を増額いたしました。

次に十目でございますが、後期高齢者医療費では、市町村と後期高齢者医療広域連合の会計年度の処理区分の差異があり、後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金の見込み額が過小であったため、後期高齢者医療事務費として、後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金予算と決算との差額五百二十八万三千円を増額いたしました。

次に、項二児童福祉費、一目児童福祉総務費の広域保育委託事業においては、当初九名を見込んでおりましたが、利用者が十一月現在、十七名と大幅に上回っており、今後も途中入園の申し込みが予想されるため、委託料として五百二十九万八千円を増額いたしました。

障害児通所給付事業では、放課後等デイサービス等の利用者の増加により、扶助費として一千四百七十九万一千円を増額いたしました。

子ども・子育て支援事業の子育て短期支援事業では、延べ利用日数を当初一日で見込んでおりましたが、二十日間の利用が見込まれますので十万円を増額いたしました。

認定こども園整備事業では、平成二十九年度からの認定こども園への移行準備費として、養老幼稚園での三、四歳児受け入れに伴う経費や、笠郷幼稚園から船附保育園、養老幼稚園への備品の運搬代、各園名変更に伴う表札等取りかえ工事費、主食提供に伴

う備品購入費等、合計で五百九十五万三千円を増額いたしました。また、私立保育園等整備事業では、池辺保育園増改築工事に対する国の保育所等整備交付金の内示額が当初予算額より増額となったため、工事等整備補助金として百八十八万円を増額いたしました。

次に、十九ページ、二目の児童措置費でございます。児童措置費の公・私立保育所運営事業につきましては、岐阜県第三子以降保育料無償化事業費補助金の補正によりまして、財源更正を行うものでございます。

次に、款四衛生費、項一保健衛生費、二目予防費では、本年十月一日からB型肝炎が定期予防接種の対象に追加されたことによる業務委託及び二次予防接種負担金の動向により、予防接種事業二百三十八万四千円を増額いたしました。

次に、十一ページをご覧ください。
歳入について御説明申し上げます。

款十一分担金及び負担金、項二負担金、一目の民生費負担金では、岐阜県第三子以降保育料無償化事業の対象児童が公立保育園で十名、私立保育園で八名が対象となるため、公立保育園の保育料百十八万円、私立保育園の保育料八十一万七千円を減額し、子育て支援短期利用事業の利用者負担金の増により三万三千円を増額いたしました。

次に十二ページ、款十三国庫支出金、項一国庫負担金、一目の民生費国庫負担金、節二では、広域保育委託事業の増額に対する保育所運営費負担金、これは広域分でございますが、二百四十八万八千円増額し、障害児通所給付事業の増額に対し、障害児通所給付費負担金七百三十九万五千円を増額いたしました。

また、節三では、国民健康保険基盤安定負担金として一千百十

一万二千元を増額いたしました。

項二国庫補助金、二目の民生費国庫補助金、節一では、障害者地域生活支援事業費補助金としまして二百六十一万円を増額し、臨時福祉給付金、経済対策分でございますが、給付事務補助金として八千八百四十七万一千円を計上いたしました。

また、節二では、子育て支援短期利用事業の増額に伴い、地域子ども・子育て支援事業補助金二万二千元を増額し、池辺保育園増改築工事に対する国の保育所等整備交付金の内示額の増額に伴い、保育所等整備交付金百二十五万三千円を増額いたしました。

次に、十三ページ、款十四県支出金、項一県負担金、一目民生費県負担金、節二では、広域保育委託業務の増額に対する保育所運営費負担金、広域分でございますが、百二十四万四千円を増額し、障害児通所給付事業の増額に対し、障害児通所給付費負担金三百六十九万七千円を増額いたしました。

また、節三では、国民健康保険基盤安定負担金として八百四十六万四千円を増額いたしました。

項二県補助金、二目民生費県補助金、節一、障害者地域生活支援事業費補助金として百三十万五千円を増額し、節二、福祉医療費補助金、重度心身障害者医療費として四百二十八万三千円を、母子家庭等医療費として六十一万一千円をそれぞれ増額いたしました。

また、節三では、子育て支援短期利用事業の増額に伴い、地域子ども・子育て支援事業補助金を二万二千元増額し、岐阜県第三子以降保育料無償化事業の対象児童が、公立保育園で十名、私立保育園で八名となるため、岐阜県第三子以降保育料無償化事業費補助金九十九万八千円を計上いたしました。

また、十四ページ、款十九諸収入、項五雑入、五目の過年度収

入では、障害児通所給付費等の平成二十七年収入額が確定したため、障害児通所給付費負担金の国費分百八万四千円と県費分五十四万二千元、また自立支援給付費返還金、これは過年度分でございますが、百十八万円を計上いたしました。

六目雑入では、平成二十七年後期高齢療養給付費負担金精算金九百四万三千円及び後期高齢保健事業費負担金精算金七十九万五千円の九百八十三万八千円を増額いたしました。

最後に、款二十町債でございますが、項一町債、一目の民生債、児童福祉債では、池辺保育園増改築工事の補助金内示額の増額に伴い、児童福祉施設整備事業債百十万円を増額いたしました。

以上で、住民福祉部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤産業建設部長、補足説明。
○産業建設部長（佐藤嘉但君） 失礼します。

それでは、私から産業建設部に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明からさせていただきます。

まず十六ページでございますが、款二総務費、項一総務管理費、六目企画費の説明欄一行目、養老鉄道活性化事業でございますが、沿線市町で構成する養老鉄道活性化協議会におきまして、来年二月に第三種鉄道事業者として発足予定である一般社団法人養老線管理機構に対する拠出金の三億五千万円のうち、二億八千万円を沿線七市町が負担することといたしましたので、養老町分の負担金として四千万円を計上させていただきます。

続きまして二十ページでございますが、款六農林水産業費、項一農業費、一目農業委員会費では、農業委員の任期継続に伴う報酬として十一万五千円を増額いたしました。

三目農業振興費では、担い手確保・経営強化支援事業として、

農事組合法人の農業機械購入に対する補助金として四百六十七万五千元を新たに計上いたしました。

五目土地改良費の説明欄一行目の県営かんがい排水事業負担金についてですが、国の第二次補正予算により、県営かんがい排水事業、東八間地区でございますが、排水路工事延長に伴う工事負担金として六百六十万円を、二行目の県営広域営農団地農道整備事業負担金では、県のふるさと農道整備事業の十二月補正に伴い、工事負担金として十万四千元をそれぞれ増額し、合計六百七十四千元を増額補正したものでございます。

次に、款七商工費、項一商工費、二目商工業振興費につきましては、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の一環であります御当地グルメ促進事業として来年四月上旬に計画しておりますグルメフェスタの今年度準備に係る経費に関し、実行委員会に対する負担金として四十五万三千元を増額いたしました。

次に、二十一ページでございますが、中段でございますが、款八土木費、項二道路橋梁費、三目道路橋梁新設改良費の社会資本整備総合交付金事業につきまして、国補助金の当初予算の追加及び第二次補正予算の交付決定に伴い、町道改築工事の延長を行うため、工事請負費四千百万円を増額いたしました。

項三河川費、一目河川総務費の河川関係負担金でございますが、農林水産業費でも説明しましたが、県営かんがい排水事業（東八間地区）の排水路工事延長に伴う工事負担金として三百三十万円を増額補正いたしました。

次に、二十二ページでございますが、項四都市計画費、一目都市計画総務費では、住宅・建築物耐震改修等事業において、木造住宅耐震診断の申請の実績見込み件数が当初予算の件数を上回りましたので、不足する委託料二十三万三千元を増額いたしました。

四目下水道整備費の公共下水道事業特別会計繰出金につきましては、公共下水道事業特別会計の補正に伴い、三十一万六千元を増額し、繰り出すものでございます。

続きまして、項五住宅費、一目住宅管理費の町営・改良住宅補修費につきましては、下高田町営住宅の入居者入れかえの契機に際しまして、老朽化した内装等を改修するため、工事請負費三百三十万一千円を増額いたしました。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

まず十二ページでございますが、款十三国庫支出金、項二国庫補助金、四目土木費国庫補助金の節区分一道路橋梁費補助金は、社会資本整備総合交付金として二千二百四十万円を、節区分二都市計画費補助金は、建築物等耐震化促進事業補助金として十一万六千元を、それぞれ当該事業に充てる財源として合計二千二百五十一万六千元を増額補正いたしました。

次に、十三ページでございますが、款十四県支出金、項二県補助金、四目農林水産業費県補助金では、担い手確保・経営強化支援事業補助金として四百六十七万五千元を財源として計上し、また六目土木費県補助金では、建築物等耐震化促進事業補助金として五万八千元を増額いたしました。

次に、十五ページでございますが、款二十町債、項一町債、二目農業債につきましては、県営かんがい排水事業債として六百六十万円、県営農道整備事業債として十万円を、それぞれ当該事業の財源として合計六百七十万円を増額いたしました。

また、三目土木債につきましても、社会資本整備総合交付金事業債として、当該事業の財源千七百七十万円を増額いたしました。以上で、産業建設部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。

それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

まず、二十四ページの歳出について説明申し上げます。

款十教育費、項四幼稚園費、一目幼稚園管理費において、養老幼稚園が来年度よりこども園として給食を再開するに当たり、給食用小荷物専用昇降機の改修が必要のため、工事請負費として二百五十八千円を増額いたしました。

続きまして、項五社会教育費、二目社会教育総務費では、臨時職員雇用に係る賃金の不足分百三万八千円を増額いたしました。

また、三目公民館費では、地方創生拠点整備交付金を財源として活用し、実施を予定しております次世代育成支援・女性活躍推進拠点創出事業に要する経費として四千八十万円を計上いたしました。

内訳は、講師謝礼等として報償費十万円、事務用消耗品、印刷製本費として需用費十七万円、子育て応援事業、女性活躍の新モデル創出事業、養老ブランド新モデル創出事業の企画運営業務の委託料として二百万円、中央公民館の玄関、会議室、ロビー、多目的トイレ、外壁の改修及び階段昇降機の設置、農村勤労福祉センターの研修室及び中ホールの内壁改修、町民会館展示室等の整備の工事請負費として三千七百六十五万円、キッズコーナー等の備品購入費として八十八万円です。

また、九目国際学習会館費では、外国語講師の増員により、講師謝礼の不足分として報償費で四十六万四千円を増額いたしました。

次に、歳入について説明をさせていただきます。
十二ページをのぞいてください。

款十二使用料及び手数料、項一使用料、六目教育使用料でございますが、岐阜県少子化対策総合プログラムの中で、多子世帯への保育料支援、第三子以降保育料無償化事業に該当する九世帯分、十八万九千円を減額いたしました。

また、十三ページ、款十四県支出金、項二県補助金、七目教育費県補助金でございますが、養北小学校タブレット等機器購入事業が岐阜県清流の国ぎふ推進補助金として採択されましたので、教育総務費補助金として百万円を増額し、幼稚園費補助金として、先ほどの岐阜県第三子以降保育料無償化事業費補助金として九万四千円を計上いたしました。

以上で、教育委員会関係の補足説明といたします。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十六、議案第七十八号 平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十八号 平成二十八年年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ四千百九十六万九千円を追加し、予算総額を四十三億五千五百五十二万八千円とするものでございます。

補正する主な内容は、給与改定等に伴う人件費の増額、医療費

の動向を踏まえ、保険給付費等の総支払い見込み額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、八ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、一目一般管理費では、職員の給与改定等に伴い、国保関係職員費六十九万二千元、退職手当組合負担金七万二千元をそれぞれ増額し、共済費二十三万六千元を減額いたしました。

次に、保険給付費につきましては、これまでの医療費の動向を踏まえ、年度内における総支払い見込み額を推計しましたところ、不足が予測される療養諸費の一目一般被保険者療養給付費で四千七百二十五万一千円を増額し、高額療養費の一目一般被保険者高額療養費で三千五百五十一万一千円を増額いたしました。

また、九ページの葬祭諸費の一目葬祭費につきましては、これまでの葬祭費の支出額を踏まえ、不足が予測されるため五十万円を増額いたしました。

次に、後期高齢者支援金等の後期高齢者支援金等、一目後期高齢者支援金につきましては、他会計繰入金の一般会計繰入金の補正により、財源更正を行うものでございます。

次に、介護納付金の介護納付金、一目介護納付金につきましては、前年度精算額及び調整金額が確定し、当年度の納付金額が確定したことにより、四千四百七十二万九千円を減額いたしました。次に、十ページの保健事業費の保健事業費、一目保健衛生普及

費では、職員の給与改定等に伴い、国保関係職員費一万一千円、共済費十二万円をそれぞれ減額し、退職手当組合負担金四千円を増額いたしました。

また、保健衛生普及事業費につきましては、これまでの人間ドック助成金の支出額を踏まえ、不足が予測されるため四十二万円を増額いたしました。

次に、諸支出金の償還金及び還付加算金、一目一般被保険者保険税還付金につきましては、これまでの過年度還付金の支出額を踏まえ、不足が予測されるため二百三十八万五千円を増額し、また三目償還金につきましては、国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金の交付額が確定したため、精算による国・県への返還金として二十三万円を計上いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

保険給付費の増額に伴い、国庫支出金の国庫負担金、一目療養給付費負担金で九百六十三万四千円、国庫補助金の一目財政調整交付金で二百七十一万円、県支出金の県補助金、二目財政調整交付金で三百二十二万二千元をそれぞれ増額いたしました。

次に、七ページの繰入金の他会計繰入金、一目一般会計繰入金につきましては、軽減対象被保険者数の増加により、保険基盤安定繰入金で保険税軽減分三百八十七万七千円、保険者支援分二千二百二十二万五千円、人件費の増額に伴い、職員給与費等繰入金四十万一千円をそれぞれ増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十七、議案第七十九号 平成二十八年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）を議題と

いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七十九号

平成二十八年度養老町上水道事業会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入を科目更正し、収益的支出を四百九十五万六千円減額し、補正後の予算額を四億二千三百三十四万四千円に改めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 桐山水道課長、補足説明。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

十六ページをごらんください。

最初に、収益的支出につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するもので、款一水道事業費用、項一営業費用、四目総係費の給料で二百七十八万一千円、手当等で六十二万二千円、法定福利費で百十万八千円、退職給付費で四十四万五千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、収益的収入につきましては、款一水道事業収益、項三特別利益で消費税及び地方消費税還付金を計上しておりますが、当該年度事業に係る消費税及び地方消費税還付金につきましては、款一水道事業収益、項二営業外収益で会計上処理することが適当であるため、計上し直すことといたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十八、議案第八十号 平成

二十八年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十号

平成二十八年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ二百二十九万六千円を増額し、予算総額を三億五千四百六十六千円とするものでございます。

補正の内容につきましては、職員の異動等に伴い人件費を補正するものと、公共ます新設工事の増により下水道管布設費を補正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 桐山水道課長、補足説明。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

款一下水道費、項一公共下水道管理費、一目総務費では、職員の異動等に伴い人件費を補正するもので、給料で二十三万七千円減額、職員手当等で七十九万七千円増額、共済費で二十四万四千円減額、合計三十一万六千円増額いたしました。

次に、款一下水道費、項二公共下水道建設費、一目下水管布設費につきましては、当初予算では公共ます新設工事を十件と見込んでおりましたが、既に十一件の新設工事が完了しており、さら

に六件の施工見込みがあるため、百九十八万円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

款一分担金及び負担金、項一負担金、一目下水道受益者負担金百九十八万円を増額いたしました。

次に、款五繰入金、項一他会計繰入金、一目一般会計繰入金を三十一万六千円増額いたしました。

なお、財源調整として、繰越金で七万二千円を充てるものでございます。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第二十九、議案第八十一号 平成二十八年

成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十一号

平成二十八年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ六百一万四千円を追加し、予算総額を二十七億四千八百五十三万八千円とするものでございます。

補正する主な内容は、給与改定等に伴う人件費の増額措置のほか、介護保険給付費の動向を踏まえ、保険給付費の必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますのでよろ

しくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、九ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、一目一般管理費では、職員の給与改定などにより、介護保険事業関係職員費六十万九千円、退職手当組合負担金一万三千円をそれぞれ増額し、共済費十九万九千円を減額いたしました。

次に、保険給付費の介護サービス給付費、二目地域密着型介護サービス給付費につきましては、その動向により三千九十七万二千円を増額し、三目施設介護サービス給付費につきましては、同様に三千六十六千円を減額いたしました。

次に、介護予防サービス給付費、四目介護予防住宅改修費、五目介護予防サービス計画給付費につきましては、その動向により、九十六万五千円、八十一万五千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、高額介護サービス等費、一目高額介護サービス費では、その動向により三百三十八万五千円を増額いたしました。

次に、特定入所者介護サービス費、一目特定入所者介護サービス費につきましては、その動向により六百七万一千円を減額いたしました。

地域支援事業費の地域支援事業費、一目地域支援事業費では、職員の給与改定等により、地域支援事業関係職員費四百六十六万五千円、退職手当組合負担金二十四万九千円、共済費六十七万七千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

まず、国庫支出金の国庫負担金、一目介護給付費負担金では、

保険給付費の補正に伴い百八十万六千円を増額いたしました。

次に、国庫補助金、二目地域支援事業交付金（介護予防事業）、三目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、職員の給与改定などにより、六十九万九千円及び百八万九千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、支払基金交付金の支払基金交付金、二目地域支援事業交付金でも、同様の理由で七十八万三千円を増額いたしました。

次に、県支出金の県負担金、一目介護給付費負担金では、保険給付費の補正に伴い百八十万六千円を減額いたしました。

次に、県補助金、一目地域支援事業交付金（介護予防事業）、二目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、職員の給与改定等により、三十四万九千円及び五十四万四千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、繰入金の他会計繰入金、二目地域支援事業繰入金（介護予防事業）及び三目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）におきましても、同様の理由で三十四万九千円及び五十四万四千円をそれぞれ増額いたしました。

五目その他一般会計繰入金におきましても、同様の理由で、職員給与費など分の四十二万三千円を増額いたしました。

なお、財源調整として、繰越金で百二十三万四千円を充てるものであります。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三十、議案第八十二号 平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十二号

平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ九十三万円を追加し、予算総額を一千二百四十三万円とするものでございます。

補正する主な内容は、給与改定等に伴う人件費の増額措置のほか、介護予防支援プラン作成委託業務の動向による必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますのでよろしく願います。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の施設管理費、一目一般管理費では、職員の給与改定等により、介護サービス事業関係職員費二十五万円、退職手当組合負担金一万四千円をそれぞれ増額し、共済費三万八千円を減額いたしました。

サービス事業費の介護予防支援事業費、一目介護予防支援事業費では、介護予防支援プラン作成業務の動向により七十四万四千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入について説明させていただきます。
財源調整として、サービス収入の介護予防給付費収入、一目介護予防サービス計画費収入九十三万円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） 次に、日程第三十一、議案第八十三号 平成二十八年年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八十三号 平成二十八年年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ十万円を追加し、予算総額を三億百万円とするものでございます。

補正する主な内容は、成人病ドック助成の動向による必要額の計上と他会計繰入金金の増額及び前年度繰越金の減額分を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（吉田太郎君） 高橋健康福祉課長、補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金、一目後期高齢者医療広域連合納付金では、他会計繰入金金の一般会計繰入金の補正により、財源更正を行いました。

保健事業費の健康保持増進事業費、一目健康診査費では、成人病ドック助成金として十万円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきまして説明をさせていただきます。

繰入金の他会計繰入金、一目一般会計繰入金では、市町村と後期高齢者医療広域連合の会計年度の処理区分で差異があることによる前年度繰越金の見込み分が過小であったため、その差額分五百二十八万三千円を増額いたしました。

繰越金の繰越金、一目繰越金では、前年度繰越金決算額と予算額の差額分五百二十八万三千円を減額いたしました。

諸収入の雑入、二目雑入では、円滑運営補助対象事業として成人病ドック補助対象分十万円を増額いたしました。

以上で、補足説明とさせていただきます。

○議長（吉田太郎君） 説明が終わりました。

○議長（吉田太郎君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす十二月十日から十二月二十日までの十一日間を休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田太郎君） 異議なしと認めます。

よって、あす十二月十日から十二月二十日までの十一日間休会することに決定いたしました。

○議長（吉田太郎君） これで本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもちまして散会いたします。

なお、議会二日目は十二月二十一日水曜日午前九時三十分より

会議を開きます。本日は御苦勞さまでした。
(散会時間 午後〇時〇七分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年十二月九日

議長 吉 田 太 郎

議員 早 崎 百 合 子

議員 田 中 敏 弘